

## 《人的控除一覧》

			住民税	所得税	差額
基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下		43万円	48万円	5万円 (※1)
	合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下		29万円	32万円	
	合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下		15万円	16万円	
配偶者控除	一般	本人の合計所得金額900万円以下	33万円	38万円	5万円
		本人の合計所得金額900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
		本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人 (70歳以上)	本人の合計所得金額900万円以下	38万円	48万円	10万円
		本人の合計所得金額900万円超950万円以下	26万円	32万円	6万円
		本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	本人の合計所得金額900万円以下	33万円	38万円	5万円
		本人の合計所得金額900万円	22万円	26万円	4万円
		本人の合計所得金額950万円	11万円	13万円	2万円
	配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満	本人の合計所得金額900万円以下	33万円	38万円	3万円 (※2)
		本人の合計所得金額900万円超950万円以下	22万円	26万円	2万円 (※3)
		本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1万円 (※4)
	配偶者の合計所得金額 55万円以上133万円未満	本人の合計所得金額900万円以下	省略		0円 (※5)
		本人の合計所得金額900万円超950万円以下			
		本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下			
扶養控除	一般扶養（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）		33万円	38万円	5万円
	特定扶養（19歳以上23歳未満）		45万円	63万円	18万円
	老人扶養（70歳以上で非同居）		38万円	48万円	10万円
	同居老親等（70歳以上で同居）		45万円	58万円	13万円
障害者控除	特別障害 (身体障害者手帳1,2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aをお持ちの方)		30万円	40万円	10万円
	普通障害（上記の特別障害に該当しない方）		26万円	27万円	1万円
	同居特別障害者 (特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で同居を常としている方)		53万円	75万円	22万円
寡婦、(夫)控除 勤労学生控除			26万円	27万円	1万円
ひとり親控除			30万円	35万円	5万円 (※6)

(※1) 税政改正前(令和2年度まで)の基礎控除の差額（住民税33万円、所得税38万円）を適用

(※2) 税政改正前(令和2年度まで)の配偶者特別控除の差額（住民税33万円、所得税36万円）を適用

(※3) 税政改正前(令和2年度まで)の配偶者特別控除×2/3の差額（住民税22万円、所得税12万円）を適用

(※4) 税政改正前(令和2年度まで)の配偶者特別控除×1/3の差額（住民税11万円、所得税12万円）を適用

(※5) 税政改正により、平成31年度以降新たに配偶者特別控除を受けられるようになった区分のため、人的控除の

差額を起因とする新たな負担増は生じないことから人的控除額差は適用されず、調整控除の対象とはなりません

(※6) 父親の場合、税政改正前(令和2年度まで)の寡夫控除の差額1万円(住民税26万円、所得税27万円)